

条例骨子案

現行	改正例	例文
	前文	<p>生駒市は、日本国憲法、世界人権宣言並びに日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、人類普遍の原理である基本的人権を全ての人が享有できるよう、さまざまな施策を実施してきた。</p> <p>しかしながら、今なお、社会的身分、人種、民族、信条、出身、性別等による人権侵害等の不当な差別が存在しており、また、本邦外出身者に対する不当な差別言動、インターネットを利用した人権侵害も発生している。</p> <p>このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力をして、部落差別等の不当な差別の解消とともに人権擁護の理念の普及のため施策を推進していく必要がある。</p> <p>こうした人権擁護のまちづくりのため、たゆまぬ努力を進めるため、ここに条例を制定する。</p>
目的	目的	<p>この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくすための市等の責務等必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
	定義	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。</p> <p>(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。</p>

	基本理念	人権は、人類普遍の原理であり、市民一人ひとりが個人として尊重され、社会のあらゆる分野において人権が保障されることが重要である。市民は、基本的人権の享有を妨げるいかなる差別も許されないという認識に立ち、相互にその人権を尊重し、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めなければならない。
	差別の禁止	何人も、人権を侵害する行為により、特定の者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
市の責務	市の責務	市は、第1条の目的を達成するため、不当な差別を解消するための必要な人権教育や人権擁護等の施策を策定し、これらの施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
市民の責務	市民の責務	市民及び事業者は、相互に基本的人権を尊重し、前条の規定により市が実施する施策に協力するとともに、不当な差別をしないよう努めるものとする。
	事業者及び事業者の責務	特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第四号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、前文及び第1条の規定の規定する目的を達成するため、インターネットを通じて行われる人権侵害行為の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止	何人も、市内の道路、公園等公共の場において、拡声器（携帯用を含む）を使用し、看板、プラカードその他の物を掲示し、又はビラ等を配布することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行ったり、させてはならないよう努めるものとする。
	教育の責務	市は、市民の人権意識の普及と高揚を図るため、学校教育、社会教育、地域活動その他の社会のあらゆる場において、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
啓発活動の充実	啓発活動の充実	市は、不当な差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境を醸成し、市民の人権意識の高揚を図るため、きめ細かな啓発活動の充実

資料3

		に努めるものとする。
	調査研究	市は、施策並びに教育及び啓発活動を効果的に推進するため、必要に応じ、調査研究を行うものとする。
	相談・支援体制	市は、国・県及び関係団体と連携し、実情に応じた相談・支援体制の充実を図るよう努めるものとする。
人権施策審議会	人権施策審議会 基本計画	この条例の目的を達成するための施策に関する必要な事項を調査審議するため、生駒市人権施策審議会を置く。 2 生駒市人権施策審議会は、人権施策に関する基本計画の策定及び見直し、その他人権擁護に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。 3 生駒市人権施策審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。
人権を確かめあう日	人権を確かめあう日	人権についての理解を理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、人権を確かめあう日を設ける。 2 人権を確かめあう日は、毎月 11 日とする。
委任	委任	この条例に必要な事項は、市長が別に定める。